平成２８年（フ）第１５号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂399番地の１
シェルマンⅡ　201号、前住所奈良県大和郡山市下三橋町273番地42
債務者　萩原　健太
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
奈良県橿原市曲川町１丁目16番33号
債務者　福山　美鈴
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
奈良県御所市大字茅原７番地の５　Ｃ―102号
債務者　清水　正繁
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目17番21号
債務者　江田　　誠
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
奈良県大和高田市大字池田571番地４　ハイツ池田第二（203号室）
債務者　山下　　満
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
北九州市門司区清見１丁目21番１―303号
債務者　新井　弘一
１　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１６号
福岡県遠賀郡水巻町高松18番407号
債務者　橋本　光男
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７号
佐賀県鹿島市浜町1412番地　県営浜町団地２―31号
債務者　岸川　富美
１　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５号
大分市豊町１丁目５番25号
債務者　寺田　麻世
１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
大分市都町３丁目６番９号（日経ビル604）
債務者　佐保　直尚
１　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５２号
大分市大字奥田677番地の15
債務者　筒井　宗一
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1522番地５　サンハイツ土々呂　205、前住所宮崎県延岡市松原町３丁目8912番地　岬コーポ　205
債務者　八代　真一
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１７号
石川県小松市国府台２丁目32番地
債務者　中西　昌子
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県宝塚市泉町22番25号　島上マンション南棟１Ｄ号室
債務者　北郷　秀光
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県宝塚市中筋８丁目11番12号　プチシャトー102
債務者　北郷八枝子
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県西宮市青木町13番20号　順風ハイツ202号
債務者　川口　恵吾
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
兵庫県西宮市満池谷町５番15―210号、前住所大阪府阪南市緑ヶ丘３丁目４番６号
債務者　大平　恭寿
１　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係